

ヤングケアラー支援の取組について

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもであり、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあると言われています。一方で、ヤングケアラーの担うケアは、家庭内で行われていることが多いため、第三者が把握しづらい上に子ども自身や家族に自覚がない、子ども自らがSOSの声を上げにくいなどの理由により、実態が表面化しにくい特徴があります。

本市においては、関係各課・機関等の連携を図りながら、ヤングケアラーの支援に向けた検討および取組を進めています。

1 本市における取組状況について

(1) ヤングケアラーの支援に向けた検討会の開催

2021年度に教育・子ども・福祉分野の関係各課及び相談支援機関で構成する検討会において、関係各課等がヤングケアラーの相談も包括的に受けとめるとともに、既存事業の柔軟な活用等により負担軽減を図る等の方向性を取りまとめました。また、直近では、昨年12月に、これまでの取組状況と今後の取組の方向性および、より一層の連携・協力の必要性について、関係各課等と共有したところです。

〈検討会の構成〉

福祉局	地域共生社会室、生活支援室 生活福祉課・障害福祉課 高齢者総合支援室 高年福祉担当・介護保険担当、 あかし保健所 相談支援課
子ども局	子育て支援室 児童福祉課・子ども健康課 明石子どもセンター 緊急支援課・子ども支援課
教育委員会事務局	学校教育課、児童生徒支援課
相談支援機関等	あかし子ども財団、地域総合支援センター、基幹相談支援センター

(2) ヤングケアラー支援チーム会議の実施

個別事例について一体的な支援を実施していくことなどを目的に、教育・子ども・福祉分野の関係各課及び相談支援機関の実務担当者による支援チーム会議を2021年10月から月1回程度実施しています。これまでヤングケアラーであることが疑われるケースも含め19件について、情報整理と支援の方向性の検討及び役割分担等を行いました。

〈支援事例〉

- ①疾患のある親の代わりに家事を担う中で、食事の準備等に困っているこどもがいる世帯に対し、新たにこども食堂や県の配食サービスの利用につなげるとともに、支援関係機関等が協力しながら見守りを継続できるよう、連携の強化を図りました。
- ②福祉サービスを利用している親のもとで、こどもが今後、介護等を担う恐れのある世帯に対し、こどもや親がSOS発信した際に、速やかに支援に入ることができるよう、福祉サービスを提供する事業所、学校、支援関係機関の間で、世帯全体の課題等について情報共有を行いました。

(3)ヤングケアラー相談ダイヤルの設置

こども本人からの相談に対応するため、2022年5月に明石こどもセンターにヤングケアラー相談ダイヤルを設置しました。毎月一日発行の広報あかしで継続的にダイヤルの周知を行い、市民への周知を行いました。

(4) 研修および啓発の実施

スクールソーシャルワーカーや関係機関職員のほか、こども食堂を運営するボランティアや民生児童委員等に対し、ヤングケアラーの理解を深め、いち早く気づくための研修を実施するとともに、自治会や関係機関等への啓発チラシ・ポスター等の配布などを行いました。

(5)こども総合支援条例の改正

2022年4月に本市におけるヤングケアラー支援に係る取組を継続的に推進するため、「こども総合支援条例」の中に、ヤングケアラー支援の趣旨を内容とする規定を新設しました。

(家事、家族の世話、介護等を行うこどもへの支援)

第18条 市は、家事、家族の世話、介護等を対価なく行うこどもが過度な負担を強いられることのないよう、これらのこどもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県の実施状況について

兵庫県では、専門の相談窓口の設置や、日常的な食事の用意や後片付け等の家事を行っているヤングケアラー等のいる世帯に対し、本人と家族に弁当を配食する「ヤングケアラー配食支援モデル事業」等の事業を実施しています。明石市内においても、県と本市のスクールソーシャルワーカーが連携し、配食支援モデル事業の利用開始に繋がっている世帯があります。

3 本市における今後の取組について

実態が表面化しにくいヤングケアラーとその家族が抱える負担の軽減等を図るため、早期に発見し支援の窓口につなぐための取組を進めるとともに、支援関係各課及び相談支援機関が連携しながら、支援に係る新たな具体的な取組についての検討を進めます。

(1)早期発見の取組

- ①周囲の大人がヤングケアラーにいち早く気づき、支援に繋げるための啓発や研修を引き続き実施します。
- ②こども本人の気づきを促し自らがSOSを発信できるようにするため、実態調査の実施や、相談窓口の周知（小中学生への啓発リーフレット等の配付）などを進めます。

(2)支援に係る取組

- ①支援関係各課等の実務担当者によるヤングケアラー支援チーム会議を継続し、支援策等について検討するとともに、既存施策を活用するなどしながら、当事者とその家族が抱える負担の軽減を図ります。
- ②具体的な取組について、支援関係各課等と連携しながら検討を進めます。